

AACR3 第 部から RDA 第 部へ 記述規則の新しい構造の模索

古川 肇 2006.3.25

[目次] 0 .はじめに 1 .AACR3 第 部案まで 2 .AACR3 第 部案 3 .AACR3 第 部案への批判(抄)
4 .JSC 定例会議 5 .RDA 第 部案 6 .RDA 第 部案への批判(例) 付録(略)

0 .はじめに

・本発表での用語・記号

RDA = Resource Description and Access JSC・・・英米目録規則改訂合同運営委員会
デルジー(人名)・・・Tom Delsey、RDA の editor (草案起草者) [1.6.8]・・・RDA 第 部案
の条項番号・・・発表者によるコメント・疑問・評価

・関連するこれまでの発表

- (1)2000年9月9日「『英米目録規則』に対する根本的批判の展望 - 電子資料の影響を中心に - 」
- (2)2003年3月29日「長期の改訂過程の中に立つ目録規則」
- (3)2004年4月17日「『英米目録規則』新版への論点」
 - (1)『英米目録規則』への問題提起
 - (2)部分改訂の進行
 - (3)全面改訂(新版刊行)への発進 (今回)全面改訂の進行

1 . AACR3 第 部案まで

1998.8 Tom Delsey. *The Logical Structure of the Anglo-American Cataloguing Rules—Part*
<<http://www.collectionscanada.ca/jsc/docs/aacr.pdf>>

エリア別構成の提案

2003.5.10 Tom Delsey. *Class of materials concept and GMDs*
<http://www.ddb.de/standardisierung/pdf/papers_delsey.pdf>

“ ... table ... for the possible organization of the rules in Part 1 ”

・ Introduction

・ Content Description

Chapter 1 General rules Chapter 2 Texts Chapter 3 Music Chapter 4 Cartographic resources
Chapter 5 Graphic resources Chapter 6 Three-dimensional resources Chapter 7 Sound recordings
Chapter 8 Moving image resources Chapter 9 Data Chapter 10 Software Chapter 11 Mixed content resources

・ Technical Description

Chapter 12: General rules; Print media (printed texts, music, maps, and atlases); Micrographic media; Graphic media (drawings, photographs, filmstrips, etc.); Tactile media (braille, etc.); Three-dimensional media (models, artefacts, etc.); Recorded sound media; Moving image media (films and videorecordings); Digital media (digitaltexts, music, maps, images, etc.); Mixed media.

• *Mode of Issuance*

Chapter 13 Finite Resources Chapter 14 Continuing Resources

• *Unpublished Resources*

Chapter 15 Manuscript resources Chapter 16 Unprocessed sound recordings, films, and videorecordings

• *Analytics and Multilevel Description*

Chapter 17 Analysis Chapter 18 Multilevel description

2004.4 Outcomes of the Meeting of the Joint Steering Committee

<<http://www.collectionscanada.ca/jsc/0404out.html>>

general chapter + supplemental chaptersという構造の登場

- Introduction
- General rules (By ISBD area with references forward to supplemental rules for specific content types)
- Chapters for content (Only supplemental rules, no references back to General chapter)
- Chapters for medium/technical description (Primarily ISBD area 5 with relevant physical description notes from ISBD area 7)
- Chapter(s) on mode of issuance (Successively issued over time)

“... it will be possible to select the rules which are relevant to describe all aspects of the resource in hand—its content, its carrier, its issuance.” (Matthew Beacom. *Report on JSC meeting, 19-22 April 2004, Ottawa, Canada.*)

2 . AACR3 第 部案(2004.12)

構成

Section A. GENERAL RULES

A1 General Rules for Description A2 Resources Issued in Successive Parts A3 Integrating Resources

Section B. Supplementary Rules Applicable to Specific Types of Content

B1 Text B2 Music B3 Cartographic Resources B4 Graphics B5 Three-Dimensional Resources
B6 Sound B7 Moving Images

Section C. Supplementary Rules Applicable to Specific Types of Media

C1 Print and Graphic Media C2 Micrographic Media C3 Tactile Media C4 Three-Dimensional Media
C5 Audio Media C6 Projected Graphic, Film, and Video Media C7 Digital Media

GMD のリスト

CONTENT--cartographic resource, choreography, data, graphic, mixed content, moving image, music, sound,
software, text, three-dimensional

MEDIUM--audio, digital, film, graphic, micrographic, multimedia, print, projected, three-dimensional, tactile,
video

- ・規定の一般化(generalization)を図った。
例：出版・頒布地等の変化 AACR2 12.4C2a→A2.4C9（継続多巻資料へ拡張）
- ・一般資料種別を内容種別と媒体種別の2系列とした。
資料に含まれる内容とそれが伝達される媒体の区別。ただし、内容とは、内容の表現手段[文字、音符、地図記号等]と解される。
- ・逐次刊行物 + 更新資料 = 継続資料[AACR2 chap.12]
継続多巻資料 + 逐次刊行物[A2]、更新資料[A3]
- ・focus for the description・・・構成部分やassembled collectionに言及。
粒度の意識の強化
- ・item の定義をFRBRに合せ、従来のitemには resourceを用いる。
- ・実質上、A2とA3の大部分は変化(change)に関する規定、B1はmanuscriptに関する規定、Cは第5・7エリアに関する規定。

3 . AACR3 第 部案への批判（抄）

以下のJSCの構成団体のサイトより抜粋。

P= PCC Review and Comments on the drafting of AACR3

<<http://www.loc.gov/catdir/pcc/archive/aacr3-pt1pcc.pdf>>（最新アクセス日: 2005-3-5）

C=CONSER Comments on the December 2004 Draft

<<http://www.loc.gov/acq/conser/AACR3-part1CONSER.pdf>>（同上）

T=Comments on Draft of AACR3, Part 1 (CC:DA Task Force on Consistency across Part 1 of AACR) <<http://www.libraries.psu.edu/tas/jca/ccda/docs/tf-con3.pdf>>（同上）

CC=CC:DA Actions and Discussions, January 2005

<<http://ublib.buffalo.edu/libraries/units/cts/olac/newsletters/mar05/conrpts.htm#ccda>>（同上）

数字（CCを除く）= ページ（テキストではなくファイルの）

手続き

- ・General Introductionを先に提示すべき。(P2)
- ・急ぎすぎではIME ICCに弊害を及ぼす。AACR3は孤立してはならない。(P7)

第 部全体

- ・原理の変更ではなく大部分が不必要な改造に過ぎない。(C1)
- ・組み替えによって目録作業の効率は下がるかもしれない。(P8)
- ・あるグループは次のような未解決な課題を指摘した。multiple versions、acknowledgment of the automated environment、メタデータ標準との一貫性、FRBRのより厳密な適用、acknowledgment of the need to manage record sets and existing records (CC)
- ・案の大きな達成は multiple formats にわたる資料を扱うのに役立つことである。他の達成は multiple aspectsをもつ資料の情報の優先順位と順序に関する案内を提供したことである。[だ

が] 現第 部の全面的な改造を要しなかったと思われる。(C1)

- ・ 第 部の再構成による利点はない。AACR2の煩わしさの継続である。例えばタイトルに関するあらゆる情報は一箇所に存在すべきである。(C3)
- ・ A2 とA3はA1に畳み込むべき。これは「継続資料」の復活に有益である。このことはBとCもエリアによる章に統合すべきではないかという疑問を引き起こす。(P17)
- ・ 継続多巻資料に適用するA2の大部分の規定は、実務上、同時刊行多巻資料にも適用する必要がある。多巻資料の分割は支持できない。(T Appendix I)
- ・ CC:DA (米国図書館協会目録委員会) はC7の範囲に全電子媒体を含むよう勧告した。この結果、多くの電子資料の形態記述にSection Cの複数の章を適用することが必要となる。(T1)
- ・ 継続資料の概念の除去が生んだ信頼の喪失を回復するには、数年を要するだろう。(P3)
- ・ content standardなのか display standardなのか不明。(P4)
- ・ GMD は通常の英語の用法(normal English use)と密接に、媒体種別、内容種別の順とすべきである。(P22)
- ・ 規定の情報源の見直しが必要。一つの代案は規定の情報源を資料自体とすることである。(T2)
- ・ 情報源の選択の一般化は、意図しない逐次刊行物のタイトルの変更と非図書資料の角括弧の使用の増加をもたらす。(CC)
- ・ 主情報源の選択の規定は既存のレコードと調和しない。(P15)
- ・ 転記の原則を見直すべき。例えば責任表示はアクセス・ポイントにのみ依存すべきか。(P15)
- ・ focus for the descriptionをresource being describedか basis of the descriptionに改めるべき。(P12)
- ・ 米国の多くの図書館が使用している、複数の実現形を対象とする単一の記述を含めていない。(P14)

第1エリア

- ・ GMDとSMDの枠組みは、扱いにくく首尾一貫せず紛らわしい。(CC)
- ・ CC:DAは、全てのデジタル視聴覚媒体(digital sound and video recording media)をデジタル資料として扱うよう勧告するつもり。(CC)

第3エリア

第3エリア全体に関する規定と順序表示に関する規定が混在している(代案提示)。(T5-8)

第4エリア

不明を[s.l.]等でなく単に記録しないと案では、あいまいな場合が生じる。(T Appendix II)

第5エリア

- ・ 全般に不満である。過度に一般化している。AACR2の同エリアには様々な慣行が混在しているがこの方が正当である。同エリアの検討に関する別組織を。(T9)
- ・ 地図資料や音楽資料に関する案は、これらに関する伝統的な目録法に適合しない。(T10, 11)
- ・ physical unitsとcomponentsの区別が一貫しない場合がある。(T12)
- ・ A1.5B1/2 (数量) は、番号付けがないunitsを記録することを認めていないので、A2.5B1とA3.5B1はこれと矛盾する。また同時刊行多巻資料の数量の記録を要求していると思われる

が、そのためにはA2とA3をA1に統合するか、このケースに関する規定を追加する必要がある。(T12)

- ・ A1.5C1 (その他の形態的細目) は、記録の順序に関するリストでなく簡略な規定を。順序もAACR2と一致しない場合がある (AACR2と継続性のある代案を提示)。(T13)
- ・ A1.5C9 (挿図) はimage-basedの資料には適用できず、Bに移すべきである。(P11)

第7エリア

- ・ 注記の意義についての記載が短い (FRBRの利用者タスクに基づく注記の機能に関する代案を提示)。(T17)
- ・ 注記の順序に関する案を示すべきである。(T18)
- ・ “If considered to be important” という語句はあいまいである。(T18)
- ・ システム要件に関する注記は、 audio and video mediaにも必要である。(T19)
- ・ 内容注記の情報源として、 the source in the item being catalogued that provides the best identificationを勧告する。(T20)
- ・ 所蔵情報はAACRの範囲外であり削除すべきである。(T21)
- ・ 注記において、 entry (著者標目)、 titleの順なのか逆なのか一定でない。(P24)
- ・ A1.7B9 (版と書誌的履歴) は、 monographsに関して関連についての情報の提供にかかわる規定を大いに改善している。(P15)

その他

- ・ AACR2の1.11A に関してLCRIのアプローチ (記述対象は原本) を採用するよう望む。(P14)
- ・ 電子媒体の記述は依然として明快でない。(CC)

4 . JSC 定例会議 (2005.4.24-28)

JSC は、諸意見に基づき下記のように改訂方針を見直した。また GMD/SMD Working Group の設置を決定した(未答申)。(Outcomes of the Meeting of the Joint Steering Committee Held in Chicago, U.S.A, 24-28 April 2005 <<http://www.collectionscanada.ca/jsc/0504out.html>>)

全般

- ・ フィードバックの結果は、一般規則と特殊規則の分離など第 部の構成に不満があることを示し、新しいアプローチが求められていることに意見が一致した。
- ・ デジタル資料が解決を迫る一方、規則により作成された記録がデジタル環境下で使用される点で、AACR2の時代とはまったく状況が異なる。
- ・ 構造はFRBRやFRARとより密接に連携させる。
- ・ 記述のレベル・アクセス・典拠コントロールの相関性に関するガイドラインを規定する。(Guidelines on levels of description, access, and authority control will be linked to functionality.)
- ・ 方向転換を示すため改題する。

構成

一般規則と特殊規則を関連するエレメントの下にまとめる。

Focus for the description / Sources of information

- ・第1次案は、focus of the descriptionの決定に関する規定を、主たる情報源の選択に関連づけたが、JSC構成団体はこの規定と関連をもっと明確にするよう求めた。
- ・主たる情報源の選択に関する規定の一般化には多くの留保が示された。

一般化

一般化にはおおむね肯定的だったが、留保や追加を求める意見もあった。

GMD

- ・構成団体はGMDの改訂の必要性に同意しつつ案には多くの懸念を示した。
- ・新しいアプローチにおいて、記録に関する指示(instructions for recording information)と表示に関する指示(guidelines for presentation)を分離する。それは、内容とキャリアの記録と表示に柔軟性をもたらすだろう。

継続刊行資料・更新資料

いくつかの意見は継続刊行資料と更新資料の規定を一般規則に含めるよう提案した。また案の一つの特徴である順序表示を逐次刊行物から全多巻資料に拡大することに、構成団体は概してこれを好まなかった。[次の案ではこれらの意見を容れる。]

第5エリア

- ・一般規則と特殊規則に分けた配置は多くの批判を受けた。
- ・新しい構成では、各要素に関する規定は一般的のものと特殊なもの双方を示すことになるう。
- ・新しい構成では、キャリアと内容の各タイプと形式に関する規定を、数量に関する規定から独立に提示し、数量の記録の仕方に大きな柔軟性を認めることになるう(the instructions for recording both type and form of carrier and type and form of content will be presented independently of instructions on extent, and will allow greater flexibility in the way extent is recorded.)

5 . RDA 第 部案 (2005.12-)

RDA 全体の構成

General Introduction

Part I: Resource Description

Part II: Relationships

Part III: Access Point Control

Appendix (中略) D. Presentation of descriptive data (後略)

第 部の構成	AACR2 第 部との概括的な比較
Introduction to part I	1 AACR2 第 部から次のものを分離。
Chapter 1. General guidelines on resource description	非書誌的事項（利用条件） Chap.5
Chapter 2. Identification of the resource	個別資料(item) Chap.6
Chapter 3. Technical description	シンタックス 付録 D
Chapter 4. Content description	2 残りを三分。
Chapter 5. Information on terms of availability, etc.	転記事項ほか Chap.2
Chapter 6. Item-specific information	形態事項 Chap.3
	内容事項 Chap.4
	注記に関する規定は分散。

第 部序論 Introduction to part I

0.1.0 Purpose and scope

「第 部はアナログ・デジタル双方の資料に関する包括的な規則である。」

0.1.1 Relationship to other standards for resource description

「大部分は図書館界の伝統（AACR2、ISBD(G)）に従っているが、一部は文書資料の記述の伝統（ISAD(G)、DACS、RAD）に従っている。」

0.1.2 Functional objectives and principles of resource description

「ある資料を記述して記録されたデータは、利用者に次のことを可能とする。

a) 記述された資料を同定すること（すなわち、探している資料と記述されている資料が同じであると確認すること、あるいは、2 以上の類似した性質をもつ資料を識別すること）

b) 利用者の内容、形態などもあわせた要求に適切な資料を選択すること。」

FRBR の影響の一つ。

0.1.3 Terminology

0.1.4 Structure of Part I

- ・「章の排列や各章内の各要素の排列は、記述データ要素の固定した記録・蓄積順序を意図していないし、データ提供を目的とした排列順序も意図していない。」 付録 D
- ・「第 1 章は、使用すべき適切な記述の種類決定、逐次刊行物の新しい記述を要する変化、記述の必須要素、記述の言語と文字種、記述要素を転記する方法、注記の形式、およびアクセス・ポイントとして使用される記述要素に関するガイドラインを示す。」
- ・「第 2 章が対象とする要素は、資料を同定するためにもっとも頻繁に使用される要素である。それは資料の製作者によって顕著に使用される情報を反映している。また利用者が、記述された資料が探している資料であるか否かを確定するためや、複数の類似した同定情報をもつ資料を識別するために、もっとも頻繁に依存する情報である。」 [2.0]

- ・「第3章は資料の技術的記述に焦点を当てる。対象とする要素は、キャリアの物理的性質、キャリアが保有する情報のコード化およびエンコード化、資料にアクセスするモードなどの点で、利用者がニーズにあわせて資料を選択するときに利用する要素である。」
electronic resource という用語を止め digital resource に変更してほしい。
- ・「第4章は資料の内容に焦点を当てる。対象とする要素は、著作の形、対象利用者、言語などの点で、利用者がニーズにあわせて資料を選択するときに利用する要素である。また内容に関する関係性（例えば当該資料の内容がそれに基づいている情報源）を表わす要素をも対象とする。」
- ・「第5章は資料の入手に関する情報に焦点を当てる。対象とする要素は、利用者が資料を取得する、あるいはアクセスするために利用する要素である。」
非書誌的事項の分離を評価する。
- ・「第6章は個別資料に特有の情報に焦点を当てる。対象とする要素は、個別資料の来歴、所蔵印/寄贈印、保存状況、アクセス制限など、特定コピーに特有の情報である。」
個別資料に関する規定の分離を評価する。
各館の逐次刊行物の所蔵状況を含めるとすればここか。
- ・「付録 D(Presentation of descriptive data)は、RDA の要素対 ISBD(G)のエリア・要素とのマッピングを掲載し、同時にこれが OPAC のディスプレイのガイドラインにもなっている。」

0.1.5 Presentation

0.1.6 Mandatory elements

「最低限の場合でも記述は当該資料に適応する必須要素のすべてを含んでいなければならない。記述は、また当該資料を同定する（すなわち他の資料と当該資料を識別する）のに必要な最低限のいかなる付加的要素をも含んでいなければならない。その他の要素を含むか否かは自由裁量による。アクセス・ポイントの必須要件（7.4 参照）およびある機関によって確立されたアクセスのレベルに関する政策とガイドラインも、記述の必須要素に関する規定を適用する際に考慮すべきである。」

精粗は3段階から2段階へ。精粗の段階はアクセス・ポイントについても規定される。

0.1.7 Options

0.1.8 Language preferences

0.1.9 Examples

第1章 General guidelines on resource description

1.0 Purpose and scope

1.1 Terminology

- ・ "resource"について次のように規定。 [1.1.1]
”resource is used ... to refer to the entity that forms the center of focus for a resource description”
- ・ 全資料を刊行形態により次のように区分。 [1.1.2/1.1.3]

resource issued as a single unit

resource issued in two or more parts simultaneously

resource issued in successive parts

 multipart monograph

 serial

integrating resource

- ・記述の選択肢として、全体記述(comprehensive description)、部分記述(analytical d.)、多段階記述(multilevel d.)を提示。[1.1.4/1.2.3]

 標準を定めていないので不統一が生ずる。またそれを規定しようとするればこの区分では不十分(部分記述は単一とは限らない)。

1.2 Type of description

1.3 Changes requiring a new description

 逐次刊行物の新しい記述を要する変化を規定(タイトルの変化は第2章で、primary access pointのそれは第8部第8章で扱う[AACR2 ではすべて第8部])。

1.4 Mandatory elements of description

1.5 Language and script of the description

1.6 Transcription

 誤表示の類はそのまま転記し(sic や i.e.を使用しない)正しい表示が重要と思われれば注記する(逐次刊行物と継続多巻資料は別)。[1.6.8]

1.7 Formulation of notes

 注記において著作・表現形・実現形を引用する場合は、固有名+タイトル形か、タイトル+責任表示形のどちらかとする。[1.7.4]

1.8 Descriptive elements used as access points

 content designator の使用により、冗長さを最小にして、記述要素から直接にアクセス・ポイントを発生させることが可能な場合もある。

第2章 Identification of the resource

 章のタイトルは不適切。General rules for description など大まかな方がむしろ適切。

2.0 Purpose and scope

2.1 Basis for identification of the resource

2.2 Sources of information

- ・情報源に関する規定を大きく緩和。preferred source (← prescribed source)を、resources comprising multiple pages or page images など4種の資料別ごとに指定。[2.2.1]
- ・角括弧は情報を記述対象外から採用した場合にのみ使用(cf. AACR2 2002年版第9章)自然物など記述対象外から採用するのが通常の場合は使用しない。[2.2.4]

<.3/.10 エレメント別>

現第7エリアの一部を各エレメントの規定の末尾に分割して納める(第3章も同じ)。

2.3 Title

第1エリアを本章内で分割(タイトル、責任表示)

内部に Variant t.、Earlier/later t.、Key t.、Devised t. に関する規定(2.3.4/2.3.7)を含み、外部に Series(2.10)や Contents list(4.7)というタイトルにかかわる規定が分離して存在する配置は、中途半端。

2.4 Statement of responsibility

ある責任表示に属する著者は全員記録する。4以上は最初以外省略との規定は別法へ。

[2.4.0.5]

2.5 Edition

電子資料特有の規定はない(cf. ISBD(ER)、NCR 新第9章)。版表示をどのように規定するか(転記・内容・形態のいずれの事項にも関わる)。

2.6 Numbering

2.7 Publisher, distributor, etc.

出版地と出版者を本章内で入れ替え(出版地は出版者の属性)。不明なときは [Publisher unknown] 等と英語で記す。

2.8 Place of publication, distribution, etc.

2.9 Date of publication, distribution, etc.

2.10 Series

Series と Contents list(4.7) については、異書誌レベルの記述として独立の章を立てるべきではないか。

2.11 Frequency

同じ逐次刊行物に関連する条項として2.6の次に置くべき。

2.12 Resource identifier

ISBN など。

2.13 Published description

書誌レコードが掲載された過去の冊子目録類のタイトルや番号など。

2.14 Issue, part, or iteration used as the basis for the description

Notes on sources of information として2.2の末尾に置くべき。

第3章 Technical description

3.0 Purpose and scope

3.1 General guidelines on technical description

選択肢の一つとして複数の相異なるキャリアすべてについて記録することが容認された(cf. ISBD(ER))。 [3.1.4]

3.2 Media category [未提示]

3.3 Form of carrier [未提示]

<.4/.7 エレメント別>

“3.X.0.3. Recording [element]”で概観的な指示を記す。特に 3.4.0.3 と 3.5.0.3 では format の一覧表を提示し、format ごとにガイダンスと詳細な規定への参照を記す。format は資料種別に当たると見られる。printed resources、graphic r.、tactile r.等 11 種に大別しさらに細分。両条項間でほぼ共通。

3.4 Extent

number of units と number of subunits (例：冊数とページ数) を明確に区別して規定。

3.5 Dimensions

3.6 Other technical details

3.7 Accompanying material

<.8/.10 特定資料種別>

3.8 Digital representation of graphic content

3.9 Equipment and system requirements

電子資料以外をも含む。

3.10 Mode of access

3.11 Other formats

同一内容の別のフォーマットを記録。"Issued also ..." などの形。

第 2 章と統合できないか。

第 4 章 Content description

content の意味が、内容の表現手段 (AACR3 第 部案) から字義どおりへ。全て注記。

4.0 Purpose and scope

4.1 Sources of information

4.2 Type and form of content [未提示]

4.3 Nature and scope of the content

4.6 との区別があいまい。

4.4 Language, script, etc., of the content

4.5 Intended audience

4.6 Summarization of the content

4.7 Contents list

内容細目に相当。既述。

4.8 System of arrangement

文書群の構成など。

4.9 Indexes and finding aids

4.10 Related content

逐次刊行物のタイトルの変遷、複製版の原本に関する注記など。

第4章の末尾に置くべきではないか。Cf. 3.11 Other formats は第3章の末尾。

<.11/.12 楽譜> (省略)

<.13/.17 地図資料> (省略)

後者は主として現第3エリアに属するもの。

4.18 Dissertations

4.19 Awards

新しい事項。

電子的内容に関する規定がない？

第3章以上に独立の章とする理由に乏しい(楽譜・地図資料特有の規定に引かれている)。

第3章とともに第2章と統合し、第2-4章全体をエレメント別に再構成できないか。GMDの系列の設定と第 部の構成とは別問題。

第5章 Information on terms of availability, etc.

5.0 Purpose and scope

5.1 Sources of information

5.2 Terms of availability

5.3 Contact information

Series や Contents list についての独立の章(私案)はここか第6章の後に置く。

第6章 Item-specific information

6.0 Purpose and scope

6.1 Sources of information

6.2 Details of the item being described

不完全本のページ付けを 3.4.1.5 でも取り上げている。

6.3 Provenance

6.4 Restrictions on access

6.5 Restrictions on use

6.6 Appraisal and accrual

付録 D Presentation of descriptive data

D.0 Purpose and scope [未提示]

D.1 ISBD presentation

D.2 OPAC displays [未提示]

D.3 [未提示]

ISBD がシンタックスの規定として十分か否かを吟味する必要がある。

以下は、注記に関する ISBD(G)・RDA 間のマッピングの引用。RDA の注記の分散状態が

わかる。

- ISBD(G): 7. Note area
- RDA: 2.13. Published description 2.11. Frequency 2.3.4. Variant title 2.3.8. Notes on titles 4.3. Nature and scope of the content 4.4. Language, script, etc., of the content 2.4.3. Notes on statements of responsibility 2.5.5. Notes on edition information 4.10. Related content 3.8. Other formats 4.16. Magnitude of cartographic content 14.17. Other features of cartographic content 2.6.7. Notes on numbering 2.8.5. Notes on place of publication, distribution, etc. 2.7.4. Notes on publisher, distributor, etc. 2.9.6. Notes on date of publication, distribution, etc. 3.3.X. Notes on form of carrier 3.4.X. Notes on extent 3.4.X. Notes on dimensions 3.6.13. Notes on other technical details 3.7.1. Notes on accompanying material 3.9 Digital graphic representation 3.10. System requirements 3.11. Mode of access 2.10.9. Notes on series information 4.5. Intended audience 4.6 Summarization of content 4.7. Contents list 4.9. Indexes and finding aids 2.12.2. Other resource identifiers 6.2. Details of the item being described 6.3. Provenance 6.4. Restrictions on access 6.5. Restrictions on use 2.14. Issue, part, or iteration used as the basis for the description

注記の順序は次のようになるべきか。・・・ 1 その記述対象全体に関する注記、 2 特定のエレメントに関する注記、 3 非書誌的事項に関する注記、 4 ほかの著作・記述対象との関連に関する注記、 5 個別資料に関する注記。

総合評価の視点

- 複合的な資料(例えば地図資料の逐次刊行の電子資料)を全的に効率的に記録し得るか否か。
- 他コミュニティとの間の汎用ツールの基礎となり得るか。

6 . RDA 第 部案への批判(例)(NLM/MLA. *Critical Deficiencies of RDA*)

- 案は概して内容の高度の検討結果ではなく表面的な改訂を示している。
- 我々は JSC が 2008 年の日程に固執しないよう主張する。
- “critical issues”
 - 複数の実現形をまとめた single record の使用を許容する規定を含める。[注：JSC は最新の会議で“single-record technique”について、General Introduction で言及するにとどめ、本文では取り上げないことを確認している。]
 - 複製を原本に基づいて記録するとの別法を設ける。[注：記述対象の全側面を表現する、との AACR2 2002 年改訂版 § 0.24 の趣旨に十分対応する表現形式が、依然として提示されていない。]
 - 変化に関する規定を全刊行形態について設ける。また小さな変更の範囲を狭める。
 - RDA 第 部はエレメントに沿って構成する。

以上

注：RDA からの訳については、原井直子氏(国会図書館)の訳文を参考とさせていただいた。